

事業

4月8日（水）からの学校の対応について

国からの学校再開ガイドラインに基づき、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応を行いながら、4月8日（水）から学校を再開します。併せて給食の提供も再開します。

○令和2年度入学式：小学校4月10日（金）、中学校・義務教育学校4月9日（木）

- ・入学生、保護者、一部の教職員の参加とし、在校生は原則参加しないこととする。
- ・校長式辞、入学生呼名は実施し、来賓祝辞（PTA会長も含む）は行わない等、時間を短縮する。
- ・風邪のような症状がある方は参加しないよう徹底する。参加者への手洗い・咳エチケットを推奨する。こまめな換気等を行う。会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保する。等の感染拡大防止の措置をとる。

○部活動の再開

- ・4月8日（水）から、国の学校再開ガイドラインを遵守しながら実施する。

○臨時休業に伴う未指導時間数の補充について

- ・今回の臨時休業に伴い、学習の遅れへの不安解消のため、学校現場からの意見を取り入れ、校長会と協議の上、指導時間として次の6日間を確保することとした。

夏休みの最後の3日間 8月24日（月）～26日（水）

秋休みの最終日 10月14日（水）

土曜日 4月25日（土）、5月9日（土）

※土曜日の2日間については、都合の悪い学校は別の日で調整する。また、学校の実情に応じて、他の土曜日の実施も可能とする。

【新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン】《抜粋》

※保健管理等の徹底として

①密閉空間であり換気が悪い ②近距離での会話や発声がある ③手の届く距離に多くの人がいる

この3条件が同時に重なる場面を徹底的に避けるための具体的対応として、

①換気の徹底 ②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応を行う

事業

**新型コロナウイルス感染症対策に係る保育園、児童クラブ等の4月からの
開園・開所について**

現在、保育園・児童クラブ等においては、3月31日までの間、自主的な休園・欠席を保護者に要請しておりますが、国が示した学校再開ガイドライン及び保護者の就労等への影響などを踏まえ、4月1日から必要な予防策を講じたうえで通常どおり開園・開所することになりました。具体的には、咳エチケットや手洗いの徹底、検温による園児等の健康状態の確認、室内のこまめな換気など、予防策の徹底に努めてまいります。併せて家庭においても、同様に予防策の徹底をお願いしてまいります。

また、地域における感染の状況に応じて、対応が変わる場合があります。

■保育園等

- ・自主的な休園を要請する期間 3月2日から3月31日まで
- ・4月1日から、必要な予防策を講じたうえで、開園とする。

■児童クラブ

- ・自主的な欠席を要請する期間 3月2日から3月31日まで
- ・4月1日から、必要な予防策を講じたうえで、開所とする。

事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴う那須塩原市上下水道部の水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料等の支払い猶予について

概要：那須塩原市上下水道部水道課では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料等のお支払いが困難な事情があるお客様に対し、下記のとおり支払いの猶予を実施しています。

■対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料等のお支払いが困難となった方
※個人、法人すべてのお客様が対象

■お支払いの猶予の内容

お客様から、那須塩原市上下水道部水道課へ来所又は電話、メールで申し出をいただき、その日から最長で4か月、支払いを猶予します。

■受付開始

令和2年3月26日(木曜日) 午前8時30分から

■支払い猶予の申出先

那須塩原市上下水道料金関係業務受託先

株式会社日本ウォーターテックス

住所：那須塩原市あたご町2番3号 那須塩原市西那須野庁舎2階内

時間：平日 8時30分から17時15分まで

電話：0287-37-5100

那須塩原市上下水道部水道課（4月1日から組織改編により上下水道部管理課）

メール：suidou@city.nasushiobara.lg.jp（令和2年3月31日まで）

kanri@city.nasushiobara.lg.jp（令和2年4月1日から）

※メールの場合には、必ず連絡先を明記してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への対応について

概要：那須塩原市総務部収税課では、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対し、納税の猶予制度の周知を図るとともに、納税の猶予の申請を受け付けます。

■納税の猶予制度

・「徴収の猶予」

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収が猶予されます。

・「申請による換価の猶予」

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予されます。

※「徴収の猶予」及び「換価の猶予」制度の適用には、一定の条件を満たす必要があります。

■周知の方法

- ・市ホームページ
- ・市広報（予定）

■納税の猶予の申請についての問い合わせ先

那須塩原市総務部収税課

住所：那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市役所本庁舎 2 階 4 番窓口

電話番号：0287-62-7190

受付時間：平日（月曜日から木曜日まで）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

平日（金曜日）

午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市税等における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収税課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第 15 条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、収税課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の6）。

那須塩原市総務部収税課
那須塩原市役所本庁 2 階 4 番窓口
0287-62-7190

事業

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の宿泊業や飲食業においてキャンセルなどが増加しており、客足や売り上げが減少している状況にあります。

このようなことから、厳しい経済環境にある市内事業者の経営安定を図るため、次のとおり支援策を講ずることといたしました。

2. 概要

(1) 宿泊及び飲食に対する助成

①内容

市内宿泊施設及び飲食店を利用された市民等へのキャッシュバック支援

※総額 1 億円規模（予定）

➤支援の詳細は、今後決定してまいります。

②運用開始日

令和 2 年 4 月下旬から（予定）

(2) リ災特別資金（新型コロナウイルス対応）融資の据置期間の延長

①据置期間

現 行		改正後
6 ヶ月以内	➡	2 年以内

②運用開始日

令和 2 年 4 月中旬から（予定）

3. その他

- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本事業の内容等に変更が生じる場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況の変化などを鑑みて、今後の支援について検討してまいります。